

○厚木市情報公開条例

平成13年12月25日

条例第15号

※一部抜粋

(審査会の設置)

第21条 前条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、厚木市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、情報公開に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 情報公開に関する制度及び地方自治に関し、優れた識見を有する者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 審査会は、市長が別に定めるところにより、部会を置くことができる。

8 審査会は、市長が別に定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

9 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

10 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平16条例15・平19条例21・平28条例8・令4条例22・一部改正)

○厚木市情報公開審査会規則

平成 4 年 3 月 31 日

規則第 4 号

※一部抜粋

(議決)

第 5 条 審査会は、条例第 21 条第 8 項の規定により部会の議決をもって審査会の議決とするときは、あらかじめその旨の議決を行うものとする。

(令 4 規則 38 ・ 追加)